

事務連絡
令和3年4月26日

(公財) 東京都体育協会
関係競技団体 会長 様

公益財団法人東京都体育協会
事業部 競技スポーツ課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発令に係る
競技力向上事業等の取扱いについて

平素より、当協会の諸事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、国から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、東京都は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年4月23日付）」を定めました。

つきましては、東京都と協議した結果、緊急事態措置期間である令和3年4月25日から同年5月11日まで、予定されている競技力向上事業等の事業については、下記の取扱いをお願いいたします。

引き続き、国や東京都の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策等の動向に注視しながら、5月12日以降の取扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

記

【緊急事態措置期間中「中止」または「延期」する事業】

- 1 競技力向上事業
 - (1) 国体候補選手強化事業・ジュニア特別強化事業
 - (2) オリンピック候補選手強化事業
 - (3) ジュニア育成地域推進事業（競技団体）

- 2 トップアスリート発掘・育成事業
 - (1) 教育プログラム・トレーニングプログラム
 - (2) 競技別専門プログラム

- 3 国民体育大会に関する事業
 - 第76回国民体育大会 東京都予選会

【緊急事態宣言解除後の取扱い】

緊急事態宣言解除後の実施にあたっては、(公財)日本スポーツ協会、中央競技団体及び会場等が定める感染拡大予防ガイドライン等に沿って、企画・運営等をお願いいたします。

【問い合わせ先】

(公財) 東京都体育協会 事業部 競技スポーツ課
新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square 10F
電話：03-6804-8123